

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書



令和2年11月

東京都北区教育委員会

# 目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	10
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	13
(2)	点検及び評価の実施方法	14
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2015」	
(1)	施策展開	15
(2)	点検及び評価シート	18
I	学校教育の充実	19
II	教育環境の向上	29
III	家庭・地域の教育力向上の支援	34
IV	生涯学習の振興	37
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	39
4	「北区子ども・子育て支援計画2015」	
(1)	施策展開	44
(2)	点検及び評価シート	46
I	家庭の育てる力を支援	47
II	子育て家庭を支援する地域づくり	51
III	未来を担う人づくり	53
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	56
V	その他重点施策（子どもの未来応援）	59
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	63
	<b>【資料】</b>	
	教育委員会事務局組織図	67
	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	68

# 1 教育委員会の活動状況

## (1) 教育委員会のしくみ

### ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	平成30年 12月 7日 ~ 令和3年 12月 6日
教育長 職務代理者	渡辺敦子	平成28年 12月 1日 ~ 令和2年 11月 30日
委員	本間正江	平成29年 6月 27日 ~ 令和3年 6月 26日
委員	名島啓太	平成29年 10月 1日 ~ 令和3年 9月 30日
委員	齋藤邦彦	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	阿良田由紀	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日

(令和2年3月31日現在)

### イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

### ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(令和2年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事案。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関する事案。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関する事案。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する事案。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関する事案。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関する事案。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

## エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は補助執行することとなった。

## (2) 教育委員会会議の開催状況

### ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。令和元年度は、定例会12回、臨時会10回を開催し、議案81件、報告91件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
31. 4. 9	第4回定例会	議15: 東京都北区立滝野川第二小学校の国有地の取得について 議16: 旧東京都北区立第三岩淵小学校の国有地の取得について 報31: 後援・共催事業に関する報告
31. 4. 23	第4回臨時会	議17: 令和2年度使用教科用図書（小学校）採択方針 議18: 令和2年度使用教科用図書（中学校）採択方針 議19: 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 報32: 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診

		<p>未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について (平成 31 年 3 月末時点)</p> <p>報 33 : 後援・共催事業に関する報告</p>
元. 5. 23	第 5 回定例会	<p>議 20: 令和 2 年度区立幼稚園及びこども園園児募集方針について</p> <p>報 34 : 自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会の設置について</p> <p>報 35 : 保育所待機児童数について</p> <p>報 36 : 後援・共催事業に関する報告</p>
元. 6. 5	第 6 回定例会	<p>議 21 : 令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第一号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 22 : 東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 37 : 北区立中学校における事故に関する和解</p> <p>報 38 : 北区立小・中学校整備方針の改定について</p> <p>報 39 : 不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について</p> <p>報 40 : 「第四期北区子ども読書活動推進計画」の策定について</p> <p>報 41 : 荒川小学校・十条台小学校統合推進委員会の設置について</p> <p>報 42 : 後援・共催事業に関する報告</p>
元. 6. 27	第 5 回臨時会	<p>議 23 : 東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 24 : 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 25 : 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 26 : 学校職員服務取扱規程の一部改正</p> <p>議 27 : 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>報 43 : 学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会の検討状況について</p> <p>報 44 : 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の事業スケジュール等の見直しについて</p> <p>報 45 : 飛鳥中学校リノベーションモデル事業について</p>

		<p>報 46：未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について</p> <p>報 47：子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について</p> <p>報 48：生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について</p> <p>報 49：子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について</p> <p>報 50：開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について</p> <p>報 51：幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について</p> <p>報 52：星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について</p> <p>報 53：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 7. 8	第 7 回定例会	<p>議 28：東京都北区子ども・子育て支援法施行細則</p> <p>議 29：東京都北区立志茂保育園の指定管理者の指定について</p> <p>報 54：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 7. 23	第 6 回臨時会	<p>議 30：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 31：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 55：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について</p> <p>報 56：東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部改正について</p> <p>報 57：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 8. 9	第 8 回定例会	<p>議 32：令和 2 年度使用（小学校）教科用図書採択について</p> <p>議 33：令和 2 年度使用（中学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）採択について</p> <p>議 34：令和 2 年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について</p> <p>報 58：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 8. 23	第 7 回臨時会	<p>議 35：令和元年度東京都北区一般会計補正予算（第 2 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 36：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p>

		<p>報 59：都交通局との物損事故に関する和解</p> <p>報 60：王子北保育園の漏水事故の和解について</p> <p>報 61 後納郵便利用料金（平成 31 年 4 月分）支払期限超過に伴う対応について（遅延利息）</p> <p>報 62 後援・共催事業に関する報告</p>
元. 9. 11	第 9 回定例会	<p>議 37：神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名（案）の決定について</p> <p>報 63：西が丘小学校校舎改築に伴う旧第三岩淵小学校校舎の解体について</p> <p>報 64：学校給食費保護者負担軽減策について</p> <p>報 65：保育施設の開設予定等について</p> <p>報 66：幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて</p> <p>報 67：ベビーシッター利用助成の開始について</p> <p>報 68：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 9. 25	第 8 回臨時会	<p>議 38：東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 39：東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 40：東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 41：東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>報 69：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 10. 8	第 10 回定例会	<p>議 42：幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 43：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 44：東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について</p> <p>議 45：東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者の指定について</p> <p>議 46：東京都北区立桜田保育園の指定管理者の指定について</p> <p>報 70：東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部改正について</p> <p>報 71：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 10. 23	第 9 回臨時会	<p>議 47：東京都北区立学校の位置変更について</p> <p>報 72：令和 2 年度北区谷村教育基金活用事業について</p> <p>報 73：自閉症・情緒障害特別支援学級の開設・運営に関する検討結果（報告）について</p> <p>報 74：後援・共催事業に関する報告</p>

元. 11. 12	第 11 回定例会	<p>議 48：令和元年度東京都北区一般会計補正予算（第 3 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 49：東京都北区子ども家庭支援センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 50：東京都北区立図書館の位置変更について</p> <p>議 51：平成 30 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>報 75：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の異動について</p> <p>報 76：平成 30 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>報 77：浮間中学校等複合施設の開設について</p> <p>報 78：令和 2 年度新 1 年生の受入れ制限について</p> <p>報 79：北区青少年委員の推薦依頼について</p> <p>報 80：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 11. 28	第 10 回臨時会	<p>議 52：東京都北区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則</p> <p>議 53：東京都北区文化財専門員に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 54：東京都北区立荒川小学校及び東京都北区立十条台小学校の統合校の校名（案）の決定について</p> <p>議 55：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 81：「北区教育ビジョン 2020」（案）パブリックコメントの実施について</p> <p>報 82：「北区立小・中学校長寿命化計画（案）」のパブリックコメント実施について</p> <p>報 83：北区立飛鳥中学校リノベーションモデル事業整備プラン（基本構想・基本計画）について</p> <p>報 84：「史跡中里貝塚保存活用計画」（案）及びパブリックコメントの実施について</p> <p>報 85：「第四期北区子ども読書活動推進計画」（案）パブリックコメントの実施について</p> <p>報 86：北区子ども・子育て支援計画 2020（案）パブリックコメントの実施について</p>

		<p>報 87：北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）について</p> <p>報 88：「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について</p> <p>報 89：後援・共催事業に関する報告</p>
元. 12. 13	第 12 回定例会	<p>：教育長職務代理者の指名について</p> <p>議 56：東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 57：幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 90：東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の報告について</p> <p>報 91：乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度経過報告）</p> <p>報 92：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 1. 7	第 1 回定例会	<p>議 1：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>報 1：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 1. 20	第 1 回臨時会	<p>議 2：東京都北区立袋小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 3：東京都北区立浮間中学校等複合施設建設予定地に係る行政財産の使用許可について</p> <p>報 2：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 2. 6	第 2 回定例会	<p>議 4：令和元年度東京都北区一般会計補正予算（第 4 号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 5：東京都北区立改築基金条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 6：東京都北区立袋小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 7：東京都北区立荒川小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 8：地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>報 3：令和 2 年度の学校改築及びリノベーションの新規着手校等について</p>

		報 4：後援・共催事業に関する報告
2. 2.27	第 2 回臨時会	<p>議 9：スポーツ基本法第十条第二項の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 5：「北区教育ビジョン 2020」（案）のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報 6：「北区立小・中学校長寿命化計画（案）」のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報 7：令和 2 年度学校給食費の改定について</p> <p>報 8：今後の認定こども園の設置について</p> <p>報 9：「夕焼けチャイム」の音源変更について</p> <p>報 10：中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設について</p> <p>報 11：不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証結果を踏まえたスクールソーシャルワーカーの支援体制について</p> <p>報 12：「史跡中里貝塚保存活用計画」（案）のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報 13：飛鳥山三つの博物館・三館共通券の料金改定について</p> <p>報 14：「第四期北区子ども読書活動推進計画（案）」のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報 15：児童数増加への対応について</p> <p>報 16：「北区子ども・子育て支援計画 2020」（案）パブリックコメント実施結果について</p> <p>報 17：保育施設の開設予定について</p> <p>報 18：令和 2 年 4 月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について</p> <p>報 19：さくらんぼ園の移設及び児童発達支援センターへの移行について</p> <p>報 20：児童相談所移管に係る課題の検討状況について（令和元年 12 月末時点）</p> <p>報 21：北区児童相談所等複合施設基本構想（素案）パブリックコメントの実施について</p> <p>報 22：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 23：学童クラブ待機児童の特例利用について</p>
2. 3.11	第 3 回定例会	<p>議 10：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 24：東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規</p>

		<p>定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校における臨時休業の報告について</p> <p>報 25：新型コロナウイルス感染防止に関する対応について</p> <p>報 26：令和 2 年度北区青少年健全育成活動基本方針について</p> <p>報 27：特別支援教育評価委員会における検討結果について（報告）</p> <p>報 28：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 3. 27	第 3 回臨時会	<p>議 11：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 12：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 13：東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則</p> <p>議 14：東京都北区立学校処務規程の一部改正</p> <p>議 15：東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正</p> <p>議 16：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 17：会計年度任用講師の任用等に関する規則</p> <p>議 18：学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正</p> <p>議 19：幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 20：幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 21：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 22：幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 23：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 24：東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 25：北区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について</p> <p>議 26：東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則</p> <p>議 27：東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>

	<p>議 28: 東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 29: 東京都北区子ども家庭支援センター条例施行規則</p> <p>議 30: 東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正</p> <p>議 31: 東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議 32: 東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について</p> <p>議 33: 「北区教育ビジョン 2020」の策定について</p> <p>議 34: 「北区立小・中学校長寿命化計画」の策定について</p> <p>議 35: 「史跡中里貝塚保存活用計画」の策定について</p> <p>議 36: 東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件</p> <p>議 37: 「第四期北区子ども読書活動推進計画」の策定について</p> <p>議 38: 「北区子ども・子育て支援計画 2020」の策定について</p> <p>報 29: 後援・共催事業に関する報告</p>
--	--

## イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

令和元年度は2回開催した。

第1回	北区教育・子ども大綱（素案）について
第2回	北区教育・子ども大綱（案）のパブリックコメントの結果について

## (3) 教育委員会の活動状況

### ア 学校訪問

教育委員会では、教育行政の運営に資するために学校を定期的に訪問し、学校教育の現状を把握する機会を設けている。

令和元年度は明桜中学校、なでしこ小学校の2校を訪問した。

子どもたちの学校生活の現況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、各委員からの意見・要望を直接学校側へ伝えることに意を用いた。

### イ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業（園）式などの学校（幼稚園）行事へも参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行った。

## ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6月、9月、1月と年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認した。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。また、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有化を図っている。

## エ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T A連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともしている。

## オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会に参加した。令和元年10月の全国協議会は富山県で開催され、文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員協議会に出席し、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政について情報交換を行った。

## カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加した。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加したり、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2015の推進・振興に努めた。

(参考)

教育委員が、令和元年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	12回
教育委員会臨時会	10回
総合教育会議	2回
幼稚園・学校周年行事	5回
学校関係事業等	37回
P T A関係事業	6回
教育委員研修関係	2回
その他諸事業	27回
合計	101回

## 2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### (1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

#### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (2) 点検及び評価の実施方法

### ア 対象事業

点検及び評価の対象は、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む主要な事業の中から選定する。

本年度は、新たに策定した「北区教育ビジョン2020」及び「北区子ども・子育て支援計画2020」の重点事業を踏まえて事業を選定し、令和元年度の取組について点検及び評価を行った。

### イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。

#### ② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上 90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で取組に支障が生じ、例年通りの評価が困難な事業については、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮せず評価を行うこととする。

### ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊 教授及び國學院大學 神長美津子 教授からご意見をいただいた。

### エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

### 3 「教育大綱・北区教育ビジョン2015」

#### (1) 施策展開

## 教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを旨とする。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

#### 「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点



#### 施策の展開の5つの柱と取組の方向

##### I 学校教育の充実

1. 0歳からの育ち・学びを支える
2. 確かな学力を保证する
3. 豊かな心を育む
4. 健やかな体を育てる
5. 個に応じた教育を推進する
6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

##### II 教育環境の向上

7. 学校の教育力・経営力を高める
8. 安全・安心な教育環境を整備する
9. 豊かな教育環境を整備する

##### III 家庭・地域の教育力向上の支援

10. 家庭の教育力の向上を支援する
11. 地域の教育力の向上を支援する

##### IV 生涯学習の振興

12. 一人ひとりの主体的な学びを支援する
13. 文化・芸術活動を振興する

##### V スポーツの推進

14. スポーツ参加機会を拡充する
15. スポーツ活動の充実を図る

## 施策展開の5つの柱と取組の方向および重点施策

《5つの柱》	《取組の方向》	《重点施策》	
I 学校教育の充実	◆ 0歳からの育ち・学びを支える 1	◆(1)地域と一体となった教育の推進 (2)就学前教育・保育の充実 ◆(3)将来を見据えた小中一貫教育の推進	➔
	2 確かな学力を保証する	(4)基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5)思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 ◆(6)学校図書館の充実による読書活動の推進	➔
	3 豊かな心を育む	(7)心の教育・道徳教育の推進 (8)体験活動の充実 ◆(9)いじめの根絶	➔
	4 健やかな体を育てる	(10)体力の向上 (11)保健指導・食育の推進	➔
	5 個に応じた教育を推進する	◆(12)個に応じたきめ細かな指導 (13)特別支援教育の推進 ◆(14)不登校の防止 ◆(15)部活動の充実	➔
	◆ グローバル社会で活躍できる子どもを育てる 6	◆(16)ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 ◆(17)命を守る・救える人材の育成 ◆(18)科学技術を社会に活かす人材の育成 ◆(19)情報活用能力の育成 ◆(20)国際理解教育の推進 (21)社会の変化に対応できる力の育成	➔
II 教育環境の向上	◆ 学校の教育力・経営力を高める 7	◆(22)教員の指導力の向上・体罰の根絶 ◆(23)教員の指導環境の充実 ◆(24)学校の経営力の強化	➔
	8 安全・安心な教育環境を整備する	◆(25)学校改築・リフレッシュ改修の実施 (26)安心して学べる環境づくり ◆(27)教育相談体制の充実	➔
	◆ 豊かな教育環境を整備する 9	(28)区立小学校の適正配置の推進 ◆(29)ICT環境の整備 ◆(30)地球環境に配慮した学校施設整備 ◆(31)高校・大学との連携 ◆(32)企業・NPO等との連携	➔
III 家庭・地域の教育力向上の支援	◆ 家庭の教育力の向上を支援する 10	(33)子どもの読書活動の充実 (34)教育情報の発信 (35)家庭教育に関する講座等学習機会の充実	➔
	◆ 地域の教育力の向上を支援する 11	(36)学校と地域の連携 (37)人材の育成・活用 ◆(38)青少年団体および指導者への支援 ◆(39)サークル・団体活動への支援	➔
IV 生涯学習の振興	◆ 一人ひとりの主体的な学びを支援する 12	(40)学習機会の拡充 (41)身近な学習の場の整備 (42)学習情報提供、相談体制の充実 (43)区民との協働による図書館事業の推進	➔
	◆ 文化・芸術活動を振興する 13	◆(44)ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45)文化財の保護・活用と保存・継承 (46)魅力的な文化・芸術活動の推進	➔
V スポーツの推進	◆ スポーツ参加機会を拡充する 14	◆(47)生涯を通じた健康・体力づくりの推進 ◆(48)身近なスポーツ環境の整備	➔
	◆ スポーツ活動の充実を図る 15	◆(49)フォカルトレーニングセンターなど関係機関・団体との連携 ◆(50)パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発	➔

## 重点施策に基づく具体的な推進計画

### <推進計画>

◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進 2) きらきら0年生応援プロジェクト 3) 「子どもたちの育つ姿(家庭版)」の作成・配布 ◆4) 区立認定こども園の整備 ◆5) 子どもセンターへの移行促進 ◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討 7) 小中一貫教育の推進 8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用 ◆9) 小中一貫校の検討

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つますきゼロプランの実施 11) 学力パワーアップ事業 ◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 ◆13) 夢サポート事業 14) 言語活動の充実 15) 魅力ある学校図書館づくり事業 16) 学校図書館支援

17) 人権教育の充実 18) 道徳教育の充実 19) 自然体験活動の充実 20) 社会体験活動の充実 21) 北区社会福祉協議会との連携 ◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底 23) 北区サポートチーム 24) いじめ相談ミニレター 25) Q-Uの実施

26) 体育・健康に関する指導の充実 27) 学校保健の充実 ◆28) 全小・中学校共通記録会 29) キッズアスレティックスの推進 30) 学校教育における食育の推進 ◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

32) 日本語適応指導教室 ◆33) 特別支援教育システムの充実 34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ◆35) LD(学習障害)児への指導の充実 36) 副籍制度の推進 ◆37) 特別支援教室の推進 38) 不登校対策の充実 39) 学校と家庭の連携推進事業の充実 40) 新設部活動の支援 41) 部活動指導員への地域人材の活用

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携 44) 防災・安全教育の充実 45) 中学生地域防災力向上プロジェクト 46) 子ども防災プロジェクト 47) 科学環境スクール 48) 理科大好きプロジェクト 49) スーパーサイエンススクール 50) 理科教育備品の整備 51) CST・理科教育推進教師の活用 ◆52) 海育科(海洋教育)の推進 53) 情報教育の充実 54) 新聞大好きプロジェクト ◆55) 国際理解教育の推進 56) イングリッシュ・サマーキャンプ 57) 中学校生徒海外交流事業 58) 英語が使える北区人事業 59) 環境教育の充実 60) キャリア教育の充実

61) 指導力向上を目指した各種研修の充実 62) 教育アドバイザーの活用 63) 部活動指導者の育成 64) 校務支援システムの推進 65) 学校評議員等による学校評価の充実 66) コミュニティ・スクールの推進

67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進 69) 通学路等の防犯カメラの設置 70) トイレの洋式化 71) 特別教室への空調機導入 72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 73) (仮称) 教育総合センターの設置 ◆74) (仮称) 子どもプラザの整備

75) 区立小学校の適正配置の推進 ◆76) ICTを活用した教育の充実 77) エコスクールの整備 78) 駅伝交流事業 79) 往還型教育実習 80) 教職実践演習 81) 大学図書館との連携

82) ブックスタート 83) ブックスタートフォローアップ 84) 3歳児絵本プレゼント 85) おはなし会等の充実 ◆86) 子育て情報支援サービスの充実 87) 教育広報紙「くおん」の発行 88) 子育て応援サイトの構築・運用 89) PTA活動支援 ◆90) 家庭教育力向上プログラム 91) 家庭教育学級

92) 地域交流活動支援 93) 学校公開講座 ◆94) 学校施設の多機能化 ◆95) 学校施設の地域開放 96) 学校支援ボランティア活動推進事業 97) 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 98) 青少年委員活動の充実 ◆99) ティーンズ・センターへの移行促進 100) 青少年団体指導者講習会 101) ジュニアリーダー研修会 102) シニアリーダー研修会 103) 生涯学習講座支援事業 104) 社会教育団体への支援

105) 区民大学 106) あすか教室 107) ことぶき大学 108) 高齢者の学習支援の充実 109) 文化センターの充実 110) 飛鳥山博物館の利用促進 111) 子育て情報支援室保育事業 112) 生涯学習情報提供の充実 113) 学習相談体制の充実 114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営 115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116) 北区の部屋事業 117) 文化財を活用したふるさと学習事業 118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119) 「史跡のまち・北区」のPR 120) 継承者の育成支援 121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122) 北区文化振興財団との連携 123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

124) 北区体育協会との連携 125) シルバースポーツウィーク事業 126) スポーツ推進委員活動の充実 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立 128) (仮称) 赤羽体育館の建設 129) 桐ヶ丘体育館の改築 ◆130) 「ランニングステーション」機能の提供 ◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

◆132) 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 133) トップアスリート直伝教室 134) 北区スポーツコンダクター事業の充実 ◆135) 2020チャレンジアカデミー(フェンシング) 136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 137) 障害者スポーツ交流イベント 138) 障害者スポーツの理解促進事業 139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携 ◆140) 2020チャレンジアカデミー(車いすフェンシング)

## (2) 点検及び評価シート

I 学校教育の充実	評価	掲載頁
9 小中一貫校の検討	A	20
11 学力パワーアップ事業	A	21
12 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室	A	22
15 魅力ある学校図書館づくり事業	A	23
37 特別支援教室の推進	A	24
48 理科大好きプロジェクト	A	25
56 イングリッシュ・サマーキャンプ	A	26
57 中学校生徒海外交流事業	A	27
58 英語が使える北区人事業	B	28
II 教育環境の向上	評価	掲載頁
67 学校の改築	A	30
68 リフレッシュ改修工事の推進	A	31
72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	A	32
76 ICTを活用した教育の充実	A	33
III 家庭・地域の教育力向上の支援	評価	掲載頁
91 家庭教育学級	A	35
95 学校施設の地域開放	A	36
IV 生涯学習の振興	評価	掲載頁
119 「史跡のまち・北区」のPR	A	38

## I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通じた小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

### 【取組の方向】

- 1 「0歳からの育ち・学びを支える」
- 2 「確かな学力を保証する」
- 3 「豊かな心を育む」
- 4 「健やかな体を育てる」
- 5 「個に応じた教育を推進する」
- 6 「グローバル社会で活躍できる子どもを育てる」

- 取組の方向 1 0歳からの育ち・学びを支える  
重点施策 3 将来を見据えた小中一貫教育の推進

事業名 小中一貫校の検討

《事業概要》

小中一貫校教育のさらなる向上を図るため、北区初となる小中一貫校である神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校を設置する。

《事業のねらい》

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設置

《評価対象年度における目標と実績》

(目標)

平成30年3月に策定した「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」に基づき設置した3つの検討組織（学校経営検討委員会・カリキュラム検討委員会・新築基本計画等検討委員会）において、開校に向けて、以下の検討を行う。

【学校経営検討委員会】

校名を決定する。

【カリキュラム検討委員会】

カリキュラムを検討する。

【新築基本計画等検討委員会】

ブロックプランを策定する。

(実績)

【学校経営検討委員会】

委員会を2回開催。

7月には、開校に向けてのスケジュールの変更を検討し、開校時期を令和6年4月に変更した。9月には、校名(案)を「北区立都の北学園」に決定した。

【カリキュラム検討委員会】

委員会を3回開催。

一足制の導入にあたっての配慮事項や事業スケジュール等を検討した。

【新築基本計画等検討委員会】

委員会を1回開催。

一足制の導入等の学校経営方針の変更に伴い、ブロックプラン、事業スケジュールの見直しを協議した。

評

価

【評価理由】

年度当初の目標通りに、各検討委員会を運営し、調整を図るとともに、協議事項を決定することができた。

【課題】

A

義務教育学校の新設にあたっては、学校経営（教職員体制・PTA活動・地域との連携の在り方等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、学校関係者、町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年4月の開校に向けて、各委員会における諸課題について、着実に検討を進めていく。また、関係者が多岐にわたるため、検討する課題、内容、結果の共有を積極的に図っていく。

【教育振興部教育政策課】

- 取組の方向 2 確かな学力を保証する  
重点施策 4 基礎的な知識及び技能の確実な定着

事業名 学力パワーアップ事業

《事業概要》

小学校及び中学校に講師を配置し、児童・生徒一人一人の個性に応じた、よりきめ細かな指導を行う。

小学校低学年においては、学習習慣を身に付け、安定した学校生活を送ることを目指し、中・高学年においては、学習のつまずきをなくし、基礎学力の定着と向上を目指す。

中学校においては、基礎学力の定着と、自ら学び自ら考える力の育成及び発展的な学習の実践を行う。

《事業のねらい》

児童・生徒に対して個に応じた指導の充実により基礎学力の定着と学級経営の充実を通して人間関係を構築する力を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○学力パワーアップ非常勤講師	1校につき、学力パワーアップ講師、学級経営支援員いずれか1名以上配置	→ 98人
○学級経営支援員		→ 47人

評価	【評価理由】
	校長の学校経営方針に基づき、1校につき1名以上の配置を行うことで、基礎学力の定着と学力向上を図ることができた。
A	【課題】
	会計年度任用職員の制度開始に伴う処遇改善により、予算の増額が必要となったが、ほとんどの小・中学校で前年と同程度の人員配置を行うことができた。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年度については、校長会と協議し、各校とも可能な限り前年度と同様の配置ができるようにした。

本配置の第一の目的は学力向上であるため、その目的のための効果検証を実施する。

【教育振興部教育指導課】

取組の方向 2 確かな学力を保証する

重点施策 4 基礎的な知識及び技能の確実な定着

事業名 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室

《事業概要》

○中学校スクラム・サポート事業：「数学」専任の教育アドバイザーが、区内数学専科の教員を対象とした巡回指導を実施する。併せて、全12校に家庭学習アドバイザーを配置、希望する生徒の数学・英語・理科(※)の家庭学習を支援する。

※中学校3校に配置(王桜中、赤岩中、神谷中)

○学力フォローアップ教室：小学校3・4年生(平成30年度より、5・6年生に対象を拡大)を対象に、週1回放課後に外部指導員による補習教室を実施する。

《事業のねらい》

○中学校スクラム・サポート事業：各学校での授業改善を図り、教員の授業力向上とともに、生徒個々の確かな学力の向上と学習意欲の向上を目指す。

○学力フォローアップ教室：学習のつまずきを解消することにより、小学校で習得すべき学力は小学校のうちに身に付けられるように基礎学力の定着を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○中学校スクラム・サポート教室		
・教育アドバイザー巡回指導	3人×2回×12校 (72回)	→ 96回
・参加生徒数	30人(※)×12校×2期 (720人)	→ 1,637人
○学力フォローアップ教室児童数	小3~4：350人(※) 小5~6：240人(※) (590人)	→ 小3~4：601人 小5~6：256人

※参加生徒数及び児童数については、学校規模や学力に応じて実態が異なるが、各校配置の指導員数で対応可能な人数を目標値として設定しているものである。

評価 【評価理由】  
全区立学校において、全児童・生徒を対象に学習の機会が与えられていることから、学習保証という観点において、本事業は効率的である。

A 【課題】  
学力フォローアップ教室において、小学校5・6年生対象の実施校を12校から24校へ拡大して実施したが、外部指導員の確保が難しい点が課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

中学校スクラム・サポート事業の家庭学習アドバイザーの活用は有効であるため、令和元年度より「理科」を新設、3校にてモデル配置した。今後、効果について検討を重ねる。

学力フォローアップ教室は、令和2年度から、小学校5・6年生での実施校を24校から35校へ拡大して実施。このことにより、全校で小3から小6までで実施することとなった。今後、効果的な実施について検証していく。

【教育振興部教育指導課】

取組の方向 2 確かな学力を保証する

重点施策 6 学校図書館の充実による読書活動の推進

事業名 魅力ある学校図書館づくり事業

《事業概要》

児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図る。

また、児童・生徒の読書力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせや読書講演会を実施する。

《事業のねらい》

児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
ボランティアによる学校での読み聞かせおよび読書講演会	実施件数 700件 以上	→ 665件 +30タイトル で中止約20件
学校パック貸出	送付数 800パック 以上	→ 914 パック

評価 【評価理由】

平成30年度から区立小中学校全校に学校図書館指導員が配置され、学校図書館の整備や学校図書の利活用、授業における学校図書館利用などが進み、授業支援や、読書活動推進に寄与している。

A 【課題】

学校図書館指導員の配置は、多くの学校で週1日であるため、授業における学校図書館利用や授業支援、読書活動推進が十分に行えていない状況である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全校へ配置している学校図書館指導員の配置日を、令和元年度まで週1日としていたサブファミリーについても、令和2年度から週2日へ拡大している。

今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分留意し安全策を講じながら、学校図書館指導員・教員・ボランティアと連携・協力し、学校図書資料の利用や団体貸出の促進、児童・生徒の読書活動の推進をさらに図っていく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部中央図書館】

事業名 特別支援教室の推進

《事業概要》

北区立の小・中学校全校において、通常の学級に在籍する発達障害又は発達障害の可能性のある児童・生徒を対象とした特別支援教室での巡回指導を行う。

また、巡回指導教員及び特別支援教育コーディネーターへの専門研修の実施や、特別支援教室での実践事例集の発行とその活用、教員の発達障害に関する理解促進等に取り組み、特別支援教室の推進を図っていく。

《事業のねらい》

特別支援教室を通じた発達障害教育の取組みと教員の専門性の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 指導児童・生徒の認証	(1) 指導の認証数 ①小学校531人 (在籍率4.3%)	(1) 指導の認証数 ①小学校573人 (在籍率4.5%)
(2) 専門研修の実施	②中学校92人 (在籍率2.0%) (2) 専門研修 ①巡回指導教員向け年20回実施 ②特別支援教育コーディネーター年7回実施	②中学校126人 (在籍率2.8%) (2) 専門研修 ①巡回指導教員向け年20回実施 ②特別支援教育コーディネーター年7回実施

評価	【評価理由】
	特別支援教室の巡回指導における認証と実際の指導、専門研修ともに、目標に掲げた平成30年度実績と同程度か、それを上回る成果をあげることができた。特に、中学校の特別支援教室の巡回指導は、令和元年度から全校実施となり、認証数、指導の対象人数が約1.4倍となった。
A	【課題】 本事業により適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

特別支援教室での巡回指導が効果的に実施され、学習面や生活面での課題の改善や克服を目標に、①巡回指導を行う教員の専門性の確保、②巡回指導教員を育成していくための研修体制の整備、③在籍学級担任等との連携や指導をより進めるための連携型個別指導計画の作成と活用の取り組み等を進めていく。

また、特別支援教室の巡回拠点校の分割を進め、巡回指導教員の移動距離を最小限とし、指導を必要としている児童・生徒への支援回数や指導時間の有効的な確保に取り組んでいく。

【教育振興部教育総合相談センター】

取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる  
 重点施策 18 科学技術を社会に活かす人材の育成

事業名 理科大好きプロジェクト

《事業概要》

相互協力協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、実験教室等を実施する。全小・中学校に理科支援員を配置するとともに、理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、指導・助言する。

北区立小学校に在籍する児童から、自ら決めたテーマについて展示発表する北区立小学校児童科学展を実施する。優秀作品は北とぴあ区民プラザでの展示及び区ホームページにて公表している。

《事業のねらい》

子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供することを通して、持続可能な社会をけん引する力を伸ばす。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
理科実験支援事業	160授業時間(2授業時間×80回)	160授業時間実施(147授業の実施)
サイエンスラボ(中学生対象)	年間10回	→ 年間10回の実施
科学・環境スクール(小学生対象)	年間6回	→ 年間6回の実施
理科支援員配置	各校1人	→ 各校1人
理科教育アドバイザー巡回指導	94回	→ 141回
北区立小学校児童科学展	応募105点	→ 応募176点

評価 【評価理由】

理科アドバイザー巡回指導については、小学校理科教育を中心とするアドバイザーに加え、中学校籍の教育指導員の協力を得て巡回指導を実施することができた。

A 【課題】

教育課程外のサイエンスラボ及び科学・環境スクールについて、改めて見直し、事業を改善する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年度事業については、新型コロナウイルス感染症対策のため、サイエンスラボ及び科学・環境スクールを中止とした。

今後、令和3年度以降の事業の在り方について検討する。

【教育振興部教育指導課】

取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる  
重点施策 20 国際理解教育の推進

事業名 イングリッシュサマーキャンプ

《事業概要》

北区の中学2年生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成する。また、サマーキャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を継続するなど、国際理解教育の充実を図る。

《事業のねらい》

英語教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
参加者数	対象者数のうち 85%以上	89.7%
継続交流	実施校6校以上	8校

評

価

【評価理由】

目標は達成しているため、評価はAとする。

【課題】

自然に囲まれた「那須しらかば荘」で事業を実施しているが、悪天候などの影響により、中止せざるを得ない場合がある。

A

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

参加者が事業の主旨を理解し、参加・活動を行っているため、円滑かつ熱意のある運営ができています。引き続き、充実した活動を推進していく。

また、継続交流事業を実施する学校も増えてきています。今後も学校のニーズを踏まえた活動内容で事業を実施していく。

【教育振興部学校支援課】

事業名 中学校生徒海外交流事業

《事業概要》

アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲を高めるとともに、国際理解を深める態度を育む。

《事業のねらい》

英語に慣れ親しみながら、語学力、論理的思考力、コミュニケーション力、主体性、協働性など、グローバル社会で生き抜く力の素地を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○派遣 (令和元年11月5日～11月14日)	北区立中学校生徒 40名	→ 40名
○受入 (令和2年2月9日～2月15日)	セブンヒルズスクール 生徒40名	→ 33名

評 価	【評価理由】
	セブンヒルズスクールが派遣する生徒は、33人と40人を切っているが、プログラムは大変に充実していた。セブンヒルズスクール側が、日本の生活様式に順応するよう、事前指導を充実させていた。
A	【課題】
	北区から派遣する生徒の選考において、男子生徒と女子生徒の人数を同程度としているが、男子、女子の規定枠ではなく、意欲のある生徒を選抜したいとの学校側の要望がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区立学校においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休業を3月から5月末まで実施した。6月から学校再開とはなったが、今後の感染症の状況が見通せないこと、アメリカ合衆国の感染状況の先行きも不透明なこともあり、令和2年度の事業については中止となった。

令和3年度以降の事業実施について、令和2年度中に校長会及びセブンヒルズスクールとの協議を通じて計画を立案する。

【教育振興部教育指導課】

事業名 英語が使える北区人事業

《事業概要》

小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置する。  
外国語教育アドバイザーによる全校指導訪問を行う。  
また、英語検定料補助を中学3年生及び小学6年生に対し行う。

《事業のねらい》

児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、コミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
外国語指導助手（ALT）配置日数・時間		
小学校	3,209日	→ 2,937日
中学校	6,144時間	→ 5,020時間
英語検定公費受験率（小6のみ令和元年度より）	小6：50%	→ 16.6%
	中3：60%	→ 48.1%
漢字検定公費受験率（令和元年度より）	小6：50%	→ 34.2%
	中3：50%	→ 52.2%
数学検定公費受験率（令和元年度より）	中2：10%	→ 9.5%

評価 【評価理由】

外国語指導助手（ALT）の配置は順調にできた。検定事業は、小学校は初年度だったこともあり、申込にあたり混乱が生じた。また、数学検定も遅れがちな募集となった。

B 【課題】

学校が見通しをもち、申込みから受験までできるよう、事務手続きの事務局の体制を構築する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

英語検定料補助については、対象を小6から中3まで実施を継続し、受験率のアップに努めていく。また、合格率については各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく。

新学習指導要領の本格実施に向けて、カリキュラム策定委員会での審議、今後の方向性について検証していく。

【教育振興部教育指導課】

## Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用を充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

### 【取組の方法】

- 7 「学校の教育力・経営力を高める」
- 8 「安全・安心な教育環境を整備する」
- 9 「豊かな教育環境を整備する」

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築対象校については、①中学校優先の教育環境の充実、②昭和30年代建築の小学校、③地域バランスの配慮、④小中一貫教育の一層の推進等を考慮して選定する。

なお、改築する際は、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、時代の進展や社会の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設として整備する。

《事業のねらい》

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、すべての区立学校に通う児童・生徒が改築校で学習できる環境を早期に整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【令和元年度実績】		
1 浮間中学校改築事業	新築工事、竣工	→ 新築工事、竣工
2 王子第一小学校改築事業	新築工事	→ 新築工事
3 西が丘小学校改築事業	実施設計、解体	→ 実施設計、解体
4 (仮称)都の北学園	実施設計、解体	→ 実施設計、解体

評 価	【評価理由】 各事業目標を達成することができたため、評価はAとする。
	【課題】 新型コロナウイルス感染症の拡大や公立学校の臨時休業の長期化などによる改築事業への影響が懸念される。
A	

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年3月に、北区における学校施設の長寿命化について、基本的な方針を定めた「北区立小・中学校長寿命化計画」を策定した。計画に基づき、従前の改築ペースを維持しながら、既存校の長寿命化を図ることで、改築更新時期の平準化に取り組んでいる。

【教育振興部学校改築施設管理課】

取組の方向 8 安全・安心な教育環境を整備する  
 重点施策 25 学校改築・リフレッシュ改修の実施

事業名 リフレッシュ改修工事の推進

《事業概要》

当面改築に至らない昭和40年以降に建築された小学校を対象に、建築後又は従前の大規模改修後25～30年の経過を目安に、学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）を計画的に実施する。

《事業のねらい》

学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

【リフレッシュ改修工事】	（目標）	（実績）
1 堀船小学校リフレッシュ改修工事	2期工事	→ 2期工事完了
2 浮間小学校リフレッシュ改修工事	2期工事	→ 2期工事完了
3 滝野川小学校リフレッシュ改修工事	1期工事	→ 1期工事完了

評 価	【評価理由】 各事業目標を達成することができたため、評価はAとする。
	【課題】 A 予防保全の観点から計画的に施設の大規模な改修を行い、良好な状態で学校施設が引き続き使用できるよう計画的かつ効率的な事業の推進を図っていかなければならない。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年3月に、北区における学校施設の長寿命化について、基本的な方針を定めた「北区立小・中学校長寿命化計画」を策定し、計画に基づき、従前の改築ペースを維持しながら、既存校の長寿命化を図ることで、改築更新時期の平準化に取り組んでいる。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

《事業概要》

小・中学校にスクールカウンセラーを13人配置し、児童・生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的立場から児童・生徒への相談・助言、教職員への助言・相談・協議、保護者や関係機関との連携等を担っている。

また、スクールソーシャルワーカーを4人配置し、児童・生徒が抱える学校や家庭等での様々な課題について、児童相談所や医療機関、区の福祉部署等の地域の社会資源と連携を図り、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っている。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) スクールカウンセラー事業	①研修 年12回実施 ②相談件数(年間) 42,006件	①研修 年12回実施 ②相談件数(年間) 36,788件
(2) スクールソーシャルワーカー事業	①研修 年4回実施 ②相談件数(総数186件) ③活動件数(総数5,357件) 〈内訳〉面接、訪問、連絡・連携	①研修 年4回実施 ②相談件数(総数208件) ③活動件数(総数5,424件)

評価理由  
A スクールカウンセラーについては、新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の影響で相談件数が減少した3月分を除いては、目標に掲げた平成30年度実績と同程度の相談を実施することができた。スクールソーシャルワーカーについては、目標の平成30年度実績を上回る相談、面接等の活動を行った。

【課題】

本事業により適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

それぞれの職は、学校や教員との連携、情報共有を促進し、児童・生徒の臨床心理または社会福祉に関する専門的な知識と経験を生かし、社会資源との関わりをもちながら、今後とも課題解決に向けて取り組んでいく。また、質の高い人材を確保すると共に、研修や育成体制を整えていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

事業名 ICTを活用した教育の充実

《事業概要》

電子黒板を全中学校に設置するとともに、校内無線LAN環境の充実やタブレット端末、デジタル教科書の導入等、ICT環境整備を推進し、授業改善や学習効果の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
電子黒板機能付プロジェクター	16校	13校
校内無線LAN	小・中学校全校整備	目標達成
タブレット型端末	小・中学校全校整備	目標達成
デジタル教科書	小・中学校でのモデル導入・検証	目標達成

評 価	【評価理由】
	目標は達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】
	導入及び維持コストが肥大化している。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子どもたちの情報活用能力の向上や情報モラルに関する教育の充実のため、今後は、大型テレビや電子黒板の更新に合わせ、電子黒板機能付プロジェクターの導入を進めていく。さらに、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、令和3年度から、区立小中学校のすべての児童・生徒を対象に、「一人一台の学習用タブレット端末」を活用した学習が実践できるよう、タブレット端末の調達や校内における通信環境の整備などを進めていく。

【教育振興部学校支援課】

### Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

#### 【取組の方向】

- 1 0 「家庭の教育力の向上を支援する」
- 1 1 「地域の教育力の向上を支援する」

取組の方向 10 家庭の教育力の向上を支援する  
 重点施策 35 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

事業名 家庭教育学級

《事業概要》

家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるための知識の習得を目的とした区民を対象とする講座で、小学生コース、小学生親コース、小・中学生親コース、父親コース（日曜開催）等を開催している。

《事業のねらい》

子育て世代の悩みや不安を解消するための講座の実施や、親としてのあり方を考える機会を提供することを通して、家庭における教育力の向上を支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

		(目標)		(実績)
家庭教育学級	父親コース	20人	→	20人
家庭教育学級	小・中学生親コース	20人	→	36人
家庭教育学級	小学生コース	20組	→	37組
				(83人)
家庭教育学級	小学生親コースⅠ	20人	→	24人
家庭教育学級	小学生親コースⅡ	20人	→	31人

評 価	【評価理由】
	各事業目標を達成していることから、評価はAとする。
A	【課題】
	地縁・血縁関係の希薄化の現状があり、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加しており、家庭教育学級等の事業の更なる充実が求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家族とのふれ合いを通じて基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心を身に付けるなど重要な役割を担うものであり、すべての教育の出発点となる。

本事業は、講座を通し、各家庭において親子関係を考える機会を提供するもので、時代をこえて継続して実施する必要性が高い。

今後も、前年度のアンケートなどを分析して区民の要望・ニーズを的確に捉え、家庭教育力の向上に寄与する事業として推進していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、区民の生涯学習やスポーツ活動の推進を図る。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、区民の生涯学習やスポーツ活動の場を拡充し、区民活動の活性化につなげる。

また、貸出制度に関し、受付方法の見直しや手続の簡素化について検討を進め、利便性の向上を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 利用実績(学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放)	329,090人 (前年度実績)	→ 351,773人
(2) 受付制度の見直し	地域開放事務の外部委託化検討	→ 総合管理委託校におけるモデル実施(1校)の準備着手

評 価	【評価理由】 順調に実施できているため、評価はAとする。
	【課題】 学校設備等使用において、地域利用団体の受付事務が教職員の負担となっている現状がある。令和元年度に検討し、令和2年度にモデル事業として1校で受付業務の外部委託化を実施するが、その検証結果を基に、今後の方向性を定めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

利用実績も前年対比で増加し、学校施設が地域・区民の生涯学習・スポーツ活動の場として活用されており、区民活動活性化のため継続して地域開放に取り組んでいく。

また、学校設備等使用の受付業務を担っている教職員(特に副校長)の事務負担については、働き方改革の観点から改善の必要性が高い。令和2年度開始のモデル実施校の検証を踏まえ、受付制度の見直しを引き続き検討していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

## IV 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

### 【取組の方向】

1 2 「一人ひとりの主体的な学びを支援する」

1 3 「文化・芸術活動を振興する」

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡も多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」がまとめられた。これに基づき平成30年度から令和元年度にかけて、関係諸機関との調整・協議を行い、保存活用計画を策定した。

また、令和元年度は史跡や文化財を紹介する「歴史発見街めぐり」や「文化財めぐり」等の講座事業を10講座実施し、合計597名の方々が参加された。

《事業のねらい》

現地を訪れることで、史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。

中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数10講座以上 参加者数は各講座の定員の80%以上	10講座実施 参加者数597名 (定員合計625名) 受講率95.5%

評価	【評価理由】
	実施講座数、各講座の定員数合計に対する参加者数合計にみる受講者率は95.5%であり、目標を概ね達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】 多くの講座で定員を上回る応募者があるが、当選となった人が欠席することによる受講者率の減少への対応が課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区内の史跡や文化財説明板等にQRコードを設置し、現地で史跡に関する画像や説明を見られるようにし、史跡をより実感できるようにする。

中里貝塚においては、保存活用計画に基づく整備基本計画を策定し、史跡整備を進めていく。

【教育振興部飛鳥山博物館】

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行状況の  
点検及び評価報告書に関する意見

東京福祉大学教授 山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書（以下「報告書」という。）を拝読した結果、標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき所見を述べる。

#### 総論

報告書を拝読し感じることは、評価事業対象の評価方法が数年にわたり改善工夫がなされていることである。改善工夫されている中で特筆すべきものは、教育委員会の活動状況の教育委員会会議の開催状況が詳細で具体的になってきていることである。かつての内容と比較すると雲泥の差がある。このことは、教育委員会の公開・透明性に大いに寄与し、区民の理解を深め得るものと考ええる。

しかしまだ、改善工夫できる箇所はあると考える。それは、示されている目標値が、事業のねらいを達成するために妥当なものといえるのかについて再考すべき余地がある。一例を挙げると、事業名「魅力ある学校図書館づくり事業」のねらいは、「児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。」とある。このねらいで評価すべき内容は、後段の学校図書館の利活用を通じて読書活用を推進することではない。これは、前段のねらいを達成するための手段と考えられる。本来、評価の対象となるのは前段の文言である。すなわち後段の文言である手段を通して「児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする」ことが達成できているか否かが本来の評価対象である。手段となっている内容（読書講演会の回数や学校パッ

の貸出数)が目標数を達成していれば、本来のねらいが達成されたと言  
いうるのは別の問題である。

このような視点から他の多くの事業の評価を見ると、そのほとんどが  
本来のねらいについての達成状況の評価しているのではなく、手段を評  
価していると言えるのではないだろうか。確かに、手段の達成状況を評  
価することは、数値で表すことができる場合が多く可視化しやすいこと  
と、達成状況をこれまでは予算執行率との関係で評価していたこともあ  
り、にわかには評価方法を変更することは難しいのかもしれないが、再  
考の余地はあると考える。

ただ、手段ではなく本来のねらいを評価対象とした場合には、基準の  
具体的な設定と評価の内容設定が難しいことは、これまで学校が取り組  
んできた児童・生徒の変容を評価する研究などからも容易に知ることが  
できる。しかし、評価すべきものは本来何かという重要な問題であるの  
で、今後の課題として述べておきたい。

## 各論

### I 学校教育の充実

#### 事業名 学力パワーアップ事業【P21】

総論で述べた改善工夫すべき内容と重なる内容である。すなわち、学  
力パワーアップ事業のねらいは「児童・生徒に対して個に応じた指導の  
充実により基礎学力の定着と学級経営の充実を通して人間関係を構築  
する力を育成する」ことである。本来は、このねらい(学力と言い換える  
こともできよう)がどの程度達成できたかを評価してこそ意味ある事  
業評価となる。

確かに、学力パワーアップ非常勤講師や学級経営支援員などが数的に  
も質的にも充実されることは、ねらいを達成するには必要と思われる。  
しかし、講師や支援人などの充実のみによって本来のねらいの達成度を  
測ることは無理がある。

評価をAとした理由に「校長の経営方針に基づき、1校につき1名以  
上の配置を行うことで、基礎学力の定着と学力向上を図ることができ  
た。」とあるが、講師等を1名以上配置することによって、基礎学力の定  
着と学力向上を図ることができたか否かは、いわゆる学力調査などの検  
証を経て評価しなければならない内容である。その意味では、【評価対象

年度以降の事業の取組方針】の中で述べられている「本配置の第一の目的は学力向上であるためその目的のための効果検証を実施する」という一文は正鵠を射ていると考える。

同様のことは、事業名「中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室」についても言えるのである。すなわち、この事業についても【評価対象年度以降の事業の取組方針】の文末で述べられている「今後、効果的な実施について検証していく。」という文言のもつ意義は大きいと言わなければならない。実績として何を評価すべきかを示唆する文言である。

#### 事業名 特別支援教室の推進【P24】

今日の児童・生徒の実態に鑑みると、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教育の充実が益々求められている。そのことから特別支援教育の推進が本区において重点政策に基づく具体的な推進計画に入っているのは妥当と考える。そのことを受けて、これまでも特別支援教育に携わる教員（通常の学級の教員も特別支援教育に携わっているが、特に特別支援教室や特別支援学級、通級指導学級の教員）には、通常の学級の担任が受ける研修以外にも別途専門的な指導や知識などに関する研修が実施されてきた。

ただ、教育職員免許法には、小・中学校の普通免許状や特別支援学校の免許状は存在するが、特別支援教室を担当する者専用の教育職員免許状は規定されていない。特別支援教室の担任になる資格要件は普通免許状のみである。実際、特別支援教室を担当する教員の多くは普通免許状を有するのみであり、教員になった当初から特別支援教室（特別支援学級も含む）の担任を希望していた者は少なく、人事の関係で特別支援教室の担任となったものが多い。それらのことから特別な支援を必要とする児童・生徒の能力を引き出すことのできる専門性の高い教員を養成するための研修は重要である。

そこで、専門研修が実施回数が多寡だけにとらわれることなく、研修内容の充実を図りたい。また、特別支援教育に携わっている教員の中で優れた実践者（エキスパート）に対しては北区独自の認定証のようなものを発行し、本区として独自に特別支援教育に携わっている教員の意識を鼓舞したい。特別支援教育（特に特別支援学級や特別支援教室の教員）

に携わっている教員の中には、地道に職責を果たし、人知れず教育効果を上げている者もいる。

例えば、認定証（認定証という名称に拘泥はしないが）を有している者を研修会での講師として処遇することが、結果的に北区の特別支援教育の充実に結びつくと思われる。また、それは本区が特別支援教育にも力を入れていることの証となるのである。

なお、東京都教育委員会主催による特別支援教育に関する研修会も実施されているが、これらへの参加状況なども実績として評価することも考えられる。

いずれにしても、長年の課題であるが、教員の専門性の確保と研修体制の整備を充実させ、一人一人の子どものニーズに応じた特別支援教育の実施が望まれる。

#### 事業名 中学校生徒海外交流事業【P 27】

評価の【課題】として、「北区から派遣する生徒の選考において、男子生徒と女子生徒の人数を同程度としているが、男子、女子の規定枠でなく、意欲ある生徒を選抜したいとの学校側の要望がある。」が述べられている。妥当な要望と考える。なぜならば、特定の性（多くは女性である）が極端に差別され不利益だった頃と異なり今日では、男女比を同等とすることと男女平等や機会均等とは別物である。

ただ、学校としては、本来の男女平等や男女共同参画の意味を考えた上での要望ではなく、選考過程において希望者の男女比が極端に偏っている場合があり、男女比が同程度とされている枠では選考に苦慮するとの思いからの要望かもしれない。

また、男女比を強調することは、性自認についての不一致がある生徒について苦しい選択を求められる可能性がある。

このようなことから、男女に関係なく、一人の人間として意欲を基準にした選考方法が十分に考えられるのである。事業のねらいを達成するためにも意欲ある生徒を選抜することがその趣旨に沿っているものと考えられる。教育委員会と校長会との協議を通して課題解決を図りたい。

## Ⅱ 教育環境の向上

事業名 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

【 P 3 2 】

スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業の相談件数がそれぞれ目標として42,000件や180件とある。またスクールソーシャルワーカーの活動件数が5,300件とある。相談件数や活動件数に目標という文言は妥当な言い方であろうか。

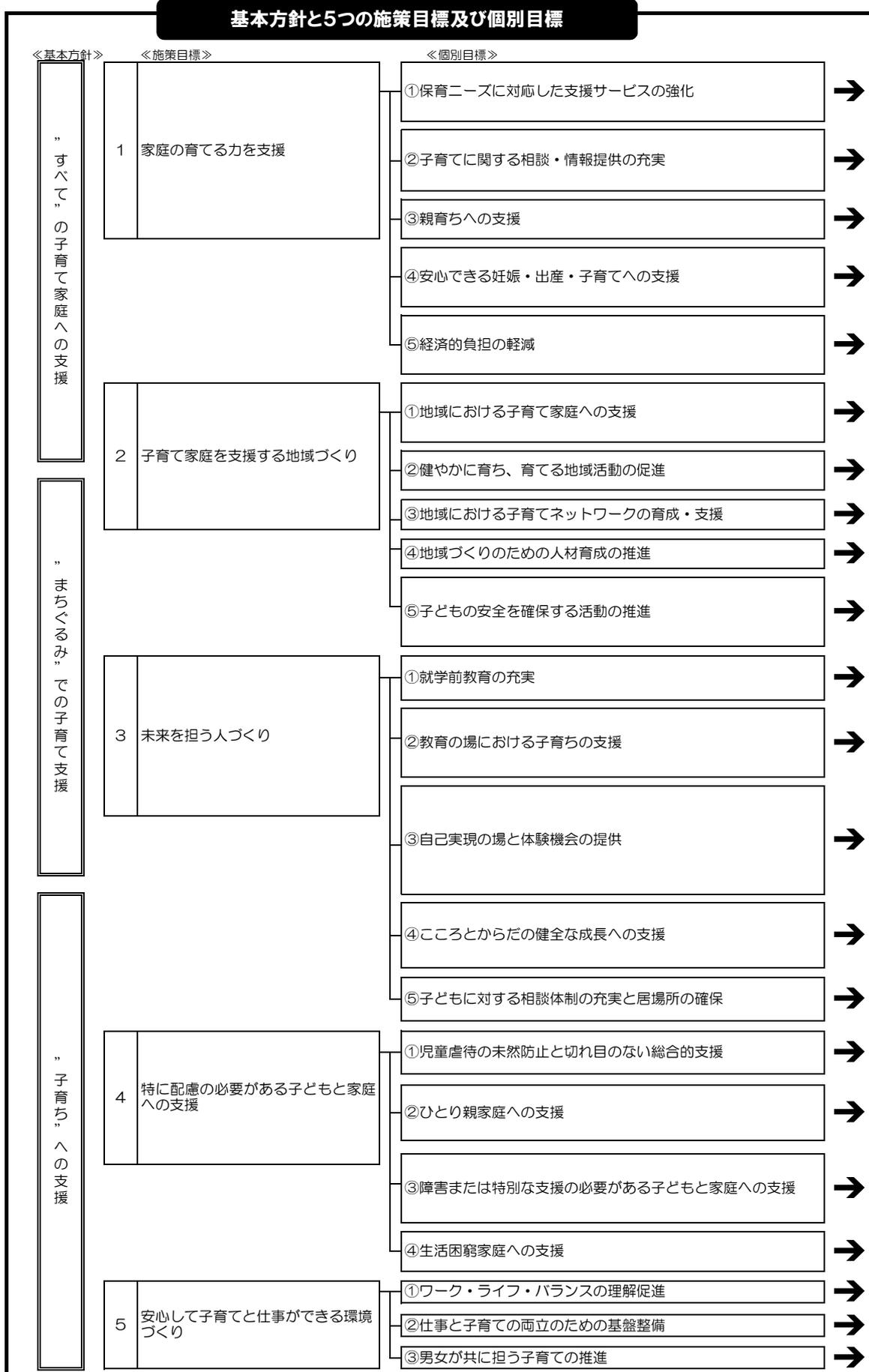
昨年度の実績と本区のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人数から上記程度の件数が予測される対応可能な件数であるという意味での目標であろうか（評価理由からは前年度の実績数であることが理解できるが）。いずれにしても目標という文言は相応しいとは思われない。

相談件数の多寡は、活動状況を知る上での一つの指標ではあるが、そのことだけで実績とは言い難いものがある。相談における実績とはクライアントの状況の改善を意味しなければならない。確かに限られた紙面だけで実績を示すことは難しいかもしれないが、学校教育においてこの事業の果たす役割を考えると【課題】や【評価対象年度以降の事業の取組方針】に書かれている内容が、次年度以降に着実に進められることを期待したい。

## 4 「北区子ども・子育て支援計画2015」

### (1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち



【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な計画事業

＜計画事業＞

1) 保育所待機児童解消 2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 3) 私立幼稚園の預かり保育 4) 子どもショートステイ事業 5) 子どもトワイライトステイ事業 6) 認可保育園 7) 認証保育所 8) 家庭福祉員 9) 定期利用保育施設 10) 小規模保育所 11) 一時保育事業 12) 緊急保育事業 13) 延長保育事業 14) 休日保育事業 15) 年末保育事業 16) 夜間保育 17) 病児・病後児保育（施設型） 18) 病児・病後児保育（居宅訪問型） 19) 福祉サービス第三者評価の実施

1) 子育て相談事業 2) (仮称)子どもプラザの検討 3) 利用者支援事業 4) 子育てガイドブック、子育てマップの発行 5) 「きたくようちえん」の発行 6) 「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7) 子育て福袋の配付 8) 子育て支援情報配信メール 9) 子育て応援サイトの充実 10) 保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供 11) 子ども家庭支援センター事業 12) 教育相談所の運営

1) ママパパ学級・パパになるための半日コース 2) リフレッシュタイム 3) 親育ちサポート事業 4) ママ応援プロジェクト 5) 新人お母さん・お父さんの保育見学 6) 家庭教育学級

1) 未熟児養育医療助成 2) 妊産婦健康診査 3) 里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成 4) 妊婦高血圧症候群等医療費助成 5) 妊婦歯科健康診査 6) 妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 7) 産前産後セルフケア講座 8) マタニティクッキング 9) 特別育児相談事業（ひよんひよんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区） 10) 安心ママヘルパー事業 11) 相談カード(妊婦用)の配布

1) 児童手当の支給 2) 子ども医療費助成 3) 外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 4) 私立幼稚園等入園祝金交付事業 5) 私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業 6) 私立幼稚園等就園奨励費補助事業 7) 認証保育所等保育料補助事業 8) ファミリー世帯転居費用助成 9) 親元近居助成 10) 三世代住宅建設助成 11) 奨学資金の貸付 12) 就学援助

1) 子育てひろば事業 2) 児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動 3) 子育てアドバイザー活動 4) みんなでお祝い輝きバースデー事業 5) 2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会 6) 赤ちゃん休けい室の整備 7) 子育てにっこりパスポート事業 8) 幼稚園・保育園における地域子育て支援活動 9) 保育園における地域交流活動事業 10) ファミリー・サポート・センター事業 11) 家庭教育力向上プログラム 12) 子育て情報支援室保育事業

1) 協働による地域づくりの推進 2) プレーパーク事業 3) 青少年地区委員会活動 4) 地域環境づくり推進活動 5) 地域育て合い事業 6) 昔遊びや伝統的な文化の継承活動 7) 高齢者参画による世代間交流 8) 学校支援ボランティア活動推進事業 9) 道徳授業地区公開講座の実施 10) 図書館における協働の推進

1) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業 2) 青少年地区協議会の開催

1) 青少年地区委員会委員研修 2) 子育てアドバイザー研修 3) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修 4) PTA支援事業

1) 子ども見守りネットワークの構築 2) 安全・安心情報配信メール 3) 『子ども安全手帳』の配付 4) 小学生への防犯ブザー配付 5) 子ども防犯教室 6) 不審者対応訓練 7) 乳幼児の事故予防の意識啓発 8) 地域ふれあいパトロール事業 9) 環境浄化運動 10) 青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働 11) 非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理 12) 安心安全な給食の実施 13) 給食における食物アレルギー対応 14) 交通安全教室の開催 15) ランドセルカバーの着用 16) 自転車安全運転免許証制度の推進 17) セーフティ教室等の開催 18) 防犯カメラの設置 19) 子ども安全対策協議会 20) こども110番 21) 通学路の交通安全対策

1) 私立幼稚園協会への補助 2) 幼稚園の教育活動の充実 3) 保育園職員等専門研修 4) きらきら0年生応援プロジェクト 5) 区立認定こども園の開設 6) こども図書館の整備・運営 7) 読み聞かせや読書活動の支援の実施 8) ブックススタート 9) ブックススタートフォローアップ 10) 3歳児絵本プレゼント

1) 大学機能との連携の推進 2) リサイクルの啓発 3) 北区学校ファミリー構想の推進 4) 北区小中一貫教育の推進 5) (仮称)教育総合センターの設置 6) 理科大好きプロジェクト 7) 学校の改築 8) 学校のリフレッシュ改修 9) トイレの様式化 10) 図書室等特別教室の空調機導入 11) エコスクール整備事業 12) イングリッシュサマーキャンプ事業 13) 新聞大好きプロジェクト 14) ALTの配置 15) 学カパワーアップ事業 16) 中学校スクラム・サポート事業 17) 夢サポート教室 18) 学カフォローアップ教室 19) 総合的な学習活動の推進 20) 道徳副読本の配付 21) 魅力ある学校図書館づくり事業 22) 情報教育に関する研修会の実施

1) 中学生モニター・高校生モニター 2) 小学生との区政を話し合う会 3) 中学生防災学校 4) 地域防災リーダー育成・中学生編 5) 親子ふるさと体験事業 6) 都会っ子ふれあい農業体験事業 7) 子ども文化教室 8) 児童ダンス☆演劇教室 9) スクールコンサート 10) 輝く☆未来の星コンサート 11) 伝統工芸保存事業 12) 夏休み親子実験教室 13) 親子消費者講座 14) エコエコツアー（親子施設見学会） 15) こどもエコクラブ 16) 子ども環境講座 17) 環境学習 18) 子どもかがやき顕彰 19) 青少年の発表の場の提供 20) 乳幼児と小・中・高校生との交流事業 21) 保育園と小・中・高校生との交流事業 22) 文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰 23) キャリア教育の実施 24) 文化センター子どもひろば 25) 文化センター子ども講座 26) トップアスリート直伝教室 27) 北区ふるさと農家体験館事業 28) 来て、見て、さわって！昔の道具 29) 夏休みわくわくミュージアム

1) 小学生の「人権の花」栽培活動 2) 小学生の「人権メッセージ」 3) 中学生の「人権作文」 4) 乳幼児健康診査 5) 定期予防接種 6) 乳幼児歯科保健相談 7) 保育園・幼稚園における歯科健康診査 8) 小児救急医療体制の整備 9) 学校保健への情報提供 10) 北区楽しい食の推進員による食育講座 11) 離乳食講習会 12) 幼児食講習会 13) 食育体験教室 14) 親子クッキング教室 15) 心の教育推進委員会の運営 16) 教育の場における人権教育の取り組み

1) 児童館（子どもセンター）での小学生対応事業 2) ティーンズセンターの設置 3) 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進 4) 専門相談事業（子ども家庭支援センター弁護士相談） 5) 相談カード(子ども向け)の配付 6) スクールカウンセラーの配置 7) スクールソーシャルワーカーの配置

1) オレンジリボンキャンペーン事業 2) 養育支援訪問事業 3) 要保護児童対策地域協議会の運営 4) 見守りサポート事業 5) 相談対応力強化事業 6) 養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 7) ベアレントトレーニング事業

1) ひとり親家庭ホーム事業 2) ひとり親家庭の親の就業促進 3) ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供 4) 母子生活支援施設 5) 東京都母子（父子）福祉資金貸付 6) 母子福祉応急小口資金貸付 7) ひとり親家庭医療費助成 8) 児童扶養手当の支給 9) 児童育成手当の支給 10) 福祉サービス第三者評価の実施

1) 自立支援医療（育成医療） 2) 小児慢性疾患医療費助成 3) 小児精神障害者入院医療費助成 4) 中等度難聴児発達支援事業 5) 気管支ぜんそく児等への公害健康被害予防事業 6) 障害児福祉手当 7) 障害児通所支援事業（児童発達支援） 8) 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス） 9) 相談支援事業（障害児相談支援） 10) 特別児童扶養手当の支給 11) 子ども発達支援センターさくらんぼ園 12) 巡回指導員の派遣 13) 特別支援児保育 14) 幼稚園の特別支援児受け入れ 15) 肢体不自由児等への介助員の派遣 16) 特別支援学級交流教育推進事業 17) 特別支援教室の推進 18) 就学支援シートの作成・活用 19) 副読制度の推進

1) 自立支援プログラム（高校進学支援プログラム） 2) 中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給 3) 修学旅行支度金の支給 4) 生活困窮者自立支援事業

1) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

1) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2) アドバイザー派遣制度の推進事業

1) パパ参上 2) 男性の子育て・家事協働支援 3) イクメン講座・イクじいイクばあ講座 4) 父親への支援事業

## (2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
保育所待機児童解消	B	48
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	B	49
病児・病後児保育の実施（施設型・居宅訪問型）	A	50
II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	B	52
III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等専門研修	A	54
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	55
IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
要保護児童対策地域協議会の運営	A	57
子ども発達支援センターさくらんぼ園	B	58
V その他重点施策（子どもの未来応援）	評価	掲載頁
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	60
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	61
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた）	A	62

## I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

### 〔個別目標〕

- 1 「保育ニーズに対応した支援サービスの強化」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「安心できる妊娠・出産・子育てへの支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援  
 個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 保育所児童待機児童解消

《事業概要》

待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進する。

《事業のねらい》

待機児童の解消

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	79人
(2) 認可定員	9,258人	9,251人

評価	【評価理由】	保育需要の増加により、待機児童数が増加してしまっただが、保育所の整備自体は計画以上に進められたため。
	B 【課題】	保育ニーズが地区により偏在していることや、国の制度改正が保育需要に影響を与えることを踏まえた、整備計画を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

地域により保育ニーズが偏在していることや、育児休業制度の改正や幼児教育の無償化の影響等により、当面保育需要の増加が見込まれる。一方で、未就学人口が減少する局面を迎えた場合も想定する必要があるため、引き続き、分析・研究を行い、待機児童解消に向けた取り組みを進めていく。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《事業概要》

年々増加する学童クラブの入所希望に應えるため、また子どもたちの健全な育成及び安心・安全な居場所づくり及び保護者の就労支援のためにも学童クラブを計画的に整備します。

《事業のねらい》

子どもたちの放課後の居場所の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	25人
(2) 利用定員	3,220人	3,220人

評

価

【評価理由】

学童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、待機児童が発生してしまっただが、整備自体は計画的に進められたため。

【課題】

B

学童クラブ利用者数に偏在が生じていることや、児童数、学級数の増加によって余裕教室の確保が困難である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

小学校ごとに利用できる学童クラブ利用者数に偏在が生じていることなどにより、待機児童が発生している。また、児童、学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難である。

教育環境を確保しつつ、普通教室の確保と学童クラブの定員拡大を一体的に考え、引き続き学童クラブの整備を進めていく。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 病児・病後児保育（施設型・居宅訪問型）

《事業概要》

【施設型】

保育所等に通所している児童が、病中又は病気の回復期にあつて、集団保育の困難な時期に、保育園や病院に付設された専用スペースで保育を実施する。

※病後児保育施設：キッズタウン東十条保育園 病児保育施設：東京北医療センター

【居宅訪問型】

病中における施設往來の負担への配慮など、施設型の補完的な制度として、ベビーシッターの派遣等による居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に、当該サービスの利用料金の一部を助成する。

《事業のねらい》

保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童福祉の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標) ※前年実績	(実績)
【施設型】	延べ892名	延べ829名
東京北医療センター	延べ678名	延べ595名
キッズタウン東十条保育園	延べ214名	延べ234名
【居宅訪問型】	延べ96名	延べ127名
	計988名	計956名 (前年比96.8%)

評価理由  
病児・病後児保育事業は徐々に区民に浸透してきている。利用実績も新型コロナウイルスの影響で施設型の3月の受入を休止したにもかかわらず、ほぼ前年実績を維持しており（前年実績比96.8%）、また、新規施設の計画も具体化してきていることから、評価はAとする。

A

【課題】

病児保育施設の利用ニーズが高いが、「施設が遠くて利用しづらい」との声も寄せられていることから、地域バランスに配慮した整備を進めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

病児・病後児保育事業の周知に努めるとともに、施設型については、地域バランスに配慮した新たな施設の整備を進めていく。居宅訪問型については、施設型の補完的な制度として継続し、子育てと就労の両立支援を推進していく。

【子ども未来部保育課】

## Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域づくりのための人材育成の推進」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり  
個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
サポート会員	538人	→ 534人
ファミリー会員	3,905人	→ 3,733人
活動実績	9,692人	→ 7,457人

評価 【評価理由】

延長保育を実施する保育園の増加や幼稚園における預かり保育の充実等の影響により、活動実績は昨年比87%、目標達成率77%となった。

【課題】

B

ファミリー会員数に見合ったサポート会員の確保に努めるとともに、区民ニーズに沿ったサービスの拡充をする必要がある。

また、サポート会員の確保では、40～50代のサポート会員を増やしていくことが望まれる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

より利用しやすい事業となるよう他自治体を参考に事業の見直しを行い、令和3年度の外部委託化に向けた準備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、ファミリー会員登録説明会やサポート会員研修を安全且つ効果的に実施し、会員数を確保していく。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

### Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、様々な体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援体制をより一層充実させます。

#### 〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

事業名 保育園職員等専門研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修  
公民保育施設合同研修、非常勤職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(29園)園長参加	同左
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(29園)主任参加	同左
(3)園内研究・公開保育	公立直営13園で年2回ずつ実施(近隣園職員も参加)	同左
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	同左
(5)特別支援児研修	全4回	全4回(235名)
(6)公民保育施設合同研修	全3回	全3回(293名)
(7)非常勤職員研修	全3回	全3回(111名)

評価 【評価理由】

計画に位置付けた研修を着実に実施している。各研修を通じて、子どもの生活を援助する知識、技術の習得、保育環境を構成する技術、遊びを豊かに展開する技術、子どもを適切に援助し関係構築する技術等が高められている。

A 【課題】

区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について検討する。また、公立直営園やその他民営園における優れた取り組みの共有化等の進め方を検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行することが大切である。今年度より、「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修の内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取組みを開始した。

保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質のさらなる向上を目指し、今後も様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	改築中の王子第一小学校を除く、北区立小学校34校で実施	→ 34校で実施

評価	【評価理由】 事業目標を達成しているため、評価はAとする。
	【課題】 地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

王子第一小学校は令和3年度の実施に向けて準備を進める。

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となっており、令和2年度は7校で連携型のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されることを踏まえ、事業の充実のため検証を進めていく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

## IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応するために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実などを図ります。

また、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭、障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

### 〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援」
- 2 「ひとり親家庭への支援」
- 3 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
 個別目標 1 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

事業名 要保護児童対策地域協議会の運営

《事業概要》

子ども家庭支援センターは、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法 25 条に基づき要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、関係団体等と連携を図っている。

《事業のねらい》

要保護児童対策地域協議会の運営をとおして、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることにより児童虐待の未然防止等に努める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
代表者会議	1回	1回
実務者会議（事例検討含む）	2回	2回
個別ケース会議	随時	延べ137件
居所不明児童対策連絡会	2回	2回
母子保健連絡会	3回	3回
学齢期要保護児童連絡会	6回	6回
児童相談所		
定例会議	12回	12回
進行管理	4回	4回
3区連絡会	2回	2回
社協・子ども未来課連絡会	6回	6回

評価理由  
 要保護児童対策地域協議会の運営をとおし、関係機関等が一体となり、要保護児童等への適切な支援や児童虐待の未然防止等に取り組むことができた。

A 課題  
 増加傾向にある児童虐待受理件数に確実に対応するため、要保護児童対策地域協議会の構成員の役割の明確化や情報共有の在り方等について検討し、より実効性を高める必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

引き続き、要保護児童対策地域協議会の運営をとおし、関係機関との連携の強化や相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止等に努めていく。

また、区役所内外の構成員について、円滑な連携・運営体制を構築するため、本事業の認知度を高めるべく、機会を捉えて周知啓発を行う。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 3 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

事業名 子ども発達支援センターさくらんぼ園

《事業概要》

子ども発達支援センターさくらんぼ園（児童発達支援事業）は、発達の遅れ、つまずき、あるいはその疑いのある就学前の子どもに対し、発達を促すための療育等の支援を行うことを目的に設置された通園施設である。

また、さくらんぼ園発達相談室は、就学前の子どもの発達に関する相談（専門相談等）を行っているほか、障害児相談支援事業として、通所受給者証の申請及びサービス利用計画の作成を行っている。

《事業のねらい》

障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療養が可能となるよう関係機関と連携し発達支援を行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
さくらんぼ園利用契約数	92件	90件
さくらんぼ園発達相談室 新規相談件数	456件	392件

評価 【評価理由】

さくらんぼ園の通所事業は、療育の内容等について保護者から好評をいただくこともあり、利用契約数が昨年比107%、目標達成率98%となった。

発達相談室は、相談支援事業を行うとともに、心理士による発達相談や発達上の課題を抱える子どもとの関りに関する相談等を実施してきたが昨年比94%、目標達成率86%の実績となった。

B 【課題】

さくらんぼ園の通所児童は保育園や幼稚園の併用利用も多く、外国籍児の利用も年々増えてきているため、療育目的の周知や関係機関との情報共有、連携の必要性が高まっている。

また、児童発達支援センター移行に向けた事業充実、給食提供に向けた体制作り等を行う必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

児童発達支援センター移行に向け、東京都や他区の機関を参考に、新規事業等の体制作りに取り組んでいく。

また、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、子どもの特性に応じた療育プログラムを提供する。

【子ども未来部子ども家庭支援センター子ども発達支援センターさくらんぼ園】

## V その他重点施策（子どもの未来応援）

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

### 〔個別事業〕

- 1 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業
- 2 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供
- 3 ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた）

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

- ・新規団体：補助金上限額 30万円（初期経費10万円、運営経費20万円）
- ・継続団体：補助金上限額 20万円（運営経費20万円）

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取り組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
子ども食堂補助金交付 団体数	9団体以上	14団体 ・内訳 新規団体：2団体 継続団体：12団体

評価 【評価理由】  
新規補助金交付団体の増加及び、関係団体との連絡会議参加などネットワークづくりについても一定の進捗を図ることができた。

A 【課題】  
子ども食堂ネットワークのさらなる推進のほか、地域の居場所づくりのさらなる推進のため、引き続き交付対象経費の検討や、新規団体への周知を進めていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子ども食堂の安定した運営を継続的に支援するため、区の交付要綱の検討や、区内新規団体の立ち上げに向けて事業の周知に取り組んでいく。

また、区内子ども食堂のネットワークづくりを推進するため、引き続き関係機関と調整のうえ、子ども食堂事業の体制構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
 個別目標 2 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を行っていく。

また、講習会・交流会のなどの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
①面接相談	① 155件以上	① 363件
②電話相談	② 70件以上	② 101件
③家計相談	③ 25件以上	③ 26件
④法律相談	④ 14件以上	④ 31件
⑤メール相談	⑤ 100件以上	⑤ 144件
⑥講習会・交流会	⑥ 4回実施・31名	⑥ 7回実施・31名

評価 【評価理由】

A ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）はホームページでの周知や相談者の口コミ等で認知度が上がったこと等により、前年度に比べて相談件数は増加した。また、講習会・交流会の参加による孤立防止についても、講習会・交流会後の出張相談で支援を行うなど、一定の効果があつたと考える。

【課題】

休日相談や出張相談の機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
個別目標 4 生活困窮家庭への支援

事業名 ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた）

《事業概要》

対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。なお、令和元年度は、区有施設5会場5教室にて定員180名まで拡大し、実施する。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内5会場5教室（区有施設） で実施	募集定員180名	受講者174名 出席率 85%

評価 【評価理由】

全会場で定員を満たす状況となるとともに、出席率も80%を超える数字となった。また、受講者・保護者アンケート等においても好評価を得るなど、満足のいく事業となったと考える。

A 【課題】

募集人数を上回る応募があったため、次年度に向け、実施会場及び定員数の拡充を検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和元年度において募集人数を上回る応募があったことを踏まえ、令和2年度からは5会場7教室（区有施設）にて定員220名まで拡大し、実施していく。

【子ども未来部子ども未来課】

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価報告書に対する意見

國學院大學 神長美津子

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書（以下「報告書」と表記）を拝読した結果について述べることにします。

#### 1. 「1 教育委員会の活動状況」についての意見

北区教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、適切に運営され職務が遂行されています。委員会の開催状況は、令和元年度は定例会12回、臨時会10回開催され、議案数は95件、報告事項は121件について審議等がなされています。昨年度の議案・報告事項ともその件数は増加しています。

子育て施策に関する事務等は、教育委員会が区長から委任を受け、または補助執行する等の職務権限となり、教育委員会の組織の中で運営されるようになって4年目になります。定例会及び臨時会では、学校教育全般の諸課題に加えて、北区子ども・子育て支援計画2020の議決、北区児童相談所等総合施設関連の報告、児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定の報告等々、北区の子ども子育てに関わる施策も一体的に検討され遂行されています。

また教育委員会においても、学校訪問、研究協力校発表会等、学校ファミリーの一日にサブファミリー校への訪問、PTAとの教育懇談会等々の活動が活発に実施され、北区教育ビジョンの推進・振興が図られてきました。

#### 2. 「2、点検評価について」の意見

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に沿って、事務の管理及び執行の状況について、適切な点検評価がなされています。手続き等については特記事項ありません。

### 3. 「4. 北区子ども・子育て支援計画2015」についての意見

令和元年度においては、「北区子ども子育て支援計画2015」の事業から重点事項であった9事業を抽出し、点検評価を行っています。いずれの事業においても、毎年、適切に評価点検、改善が図られてきているので充実した取り組みとなっていますが、さらなる課題も明らかになってきています。以下、「4 北区子ども・子育て支援計画2015」について、各事業の実施の状況に対する評価の感想と要望を述べることにします。

#### 保育所待機児童解消【P48】

北区においては、これまでも保育所待機児童解消に向けて真摯に取り組んできています。令和元年度においても、認可保育所を中心とした施設整備を計画的に推進してきましたが、結果的には79名の待機児童数となってしまいました。特に、地域ごとの保育ニーズや需給のバランス等を考慮しながら施設整備を進めていくことが課題となっています。今後も、幼児教育・保育の無償化に伴い保育需要の増加が見込まれるので、引き続き認可保育所を中心とした施設整備を進めていただきたく思います。一方では、未就学人口の減少も予測されています。保育所の整備計画を立案する際には、これらの状況を踏まえてどのように整備していくかを分析・研究して整備し、適正に整備していくことが必要です。また、これまでと同様に、保育所選定に当たっては、保育の質の確保・維持向上にも心掛け、安心して子どもを預ける保育所の整備をしていただきたく思います。

#### 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【P49】

保護者が就労等のために留守になる家庭が増加する中で、学童保育の需要が高まり、早急な対応が求められています。令和元年度は利用定員3,220名の確保が図られましたが、児童数の増加及び学童クラブのニーズが高い地域があり、引き続き25名の待機が発生しています。ニーズが高い地域においては、利用者数の増加を見通して、早急に対応することが求められますが、これらの地域においては、小学校においても、児童数や学級数が増加しているため、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難などの課題があります。その意味では、学童クラブの定員の増加も必要ですが、その際、子どもたちが温かな見守りの中で安心して過ごすことができる受け入れ体制づくりや環境づくりへの配慮を十分検討してください。さらに、子育てと仕事の両立のためには、学童クラブの整備は不可欠です。働く保護者にとって、我が子が入れるかどうかは生活や働き方を大きく左右するので、その整備の状況等については、利用者（保護者）に発信し、保護者の不安等を払拭するよう努めていただきたく思います。

### 病児・病後児保育（施設型・居宅訪問型）【P 5 0】

病児・病後児保育については、キッズタウン東十条病後児保育室と、東京北医療センター病児病後児保育室の2ヵ所の施設型の実績と居宅訪問型の実績も併せて956名の利用者がありました。このことから病児・病後児保育に対しては、子育てしながら就労する保護者のニーズが高いことがわかります。今後は、「施設が遠くて利用しづらい」という要望を受けて地域バランスに配慮して、他地域においても施設型が開設できるようにしていただきたいと思います。また、居宅訪問型については、施設型の補完的な制度として継続することは必要ですが、その際、利用者の声に耳を傾けつつ、より安心して利用できる事業としての維持拡大に努めていただきたいと思います。

### ファミリー・サポート・センター事業【P 5 1】

地域住民との連携・協力によるファミリー・サポート・センター事業は、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域の子育て力の活性化につながる事業として有効な取組です。延長保育を実施する保育園や預かり保育を充実させている幼稚園が増えている中で、活動実績7,457人、サポートを必要とするファミリー会員3,733人、サポート会員534人という実績があり、今後も引き続きサポート会員の拡充を図り、体制を整えていく必要があります。40代から50代のサポート会員を確実に確保していくためには、現在のサポート会員の声にも耳を傾け、必要ならばさらなるサポート会員に対する支援体制等の検討も考えてほしいと思います。特に新型コロナ禍下なのでそれらへの対応や、その他困った時の対応等についての研修等、必要な研修の充実を図っていただきたいと思います。

### 保育職員等専門研修【P 5 4】

保育園職員研修については、園長会研修、主任会研修を初めとして、非常勤職員研修までも含めて、計画された研修は着実に実施されており、大いに評価できます。今後ですが、保育の質向上につながる研修では、職員間で保育を互いに見合う研修（研究保育）や保育終了後の話し合いにより保育観や子ども観を共有し、各職員一人一人の資質・向上を図るとともに、園全体の保育力向上を図る研修も必要です。そのために、園の保育実践のリーダー的存在となるミドルリーダー（主任等）が重要な役割を果たし、園内の研修を活発に実施していくことを期待します。この意味で、ミドルリーダー（主任等）の育成のための研修の充実を図ること、また、区内の各保育園がそれぞれに保育の質向上のためには、公立直営園における研修の成果の発信方法の内容や進め方の工夫なども必要です。これまでの情報発信体制を見直し、充実を図っていただきたいと思います。

### 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進【P 5 5】

令和元年度は、34校で実施しました。就労する保護者の増大に伴い、今後、引き続き、質向上に向けての広場の環境づくりやプログラムづくり等を図り、拡充・推進を図っていただきたいと思います。特に、1年生の保護者や低学年の保護者等にとっては、プログラムや体制が気になる場所なので、プログラムや体制などの内容について、保護者に発信し、家庭や地域との連携も深めつつ、事業内容の充実を図っていただきたいと思います。また、保護者は、コロナ禍の中で対応等の関心や不安が高いことが予想されるので、各校における事業者に必要な情報の提供や指導等をお願い致します。

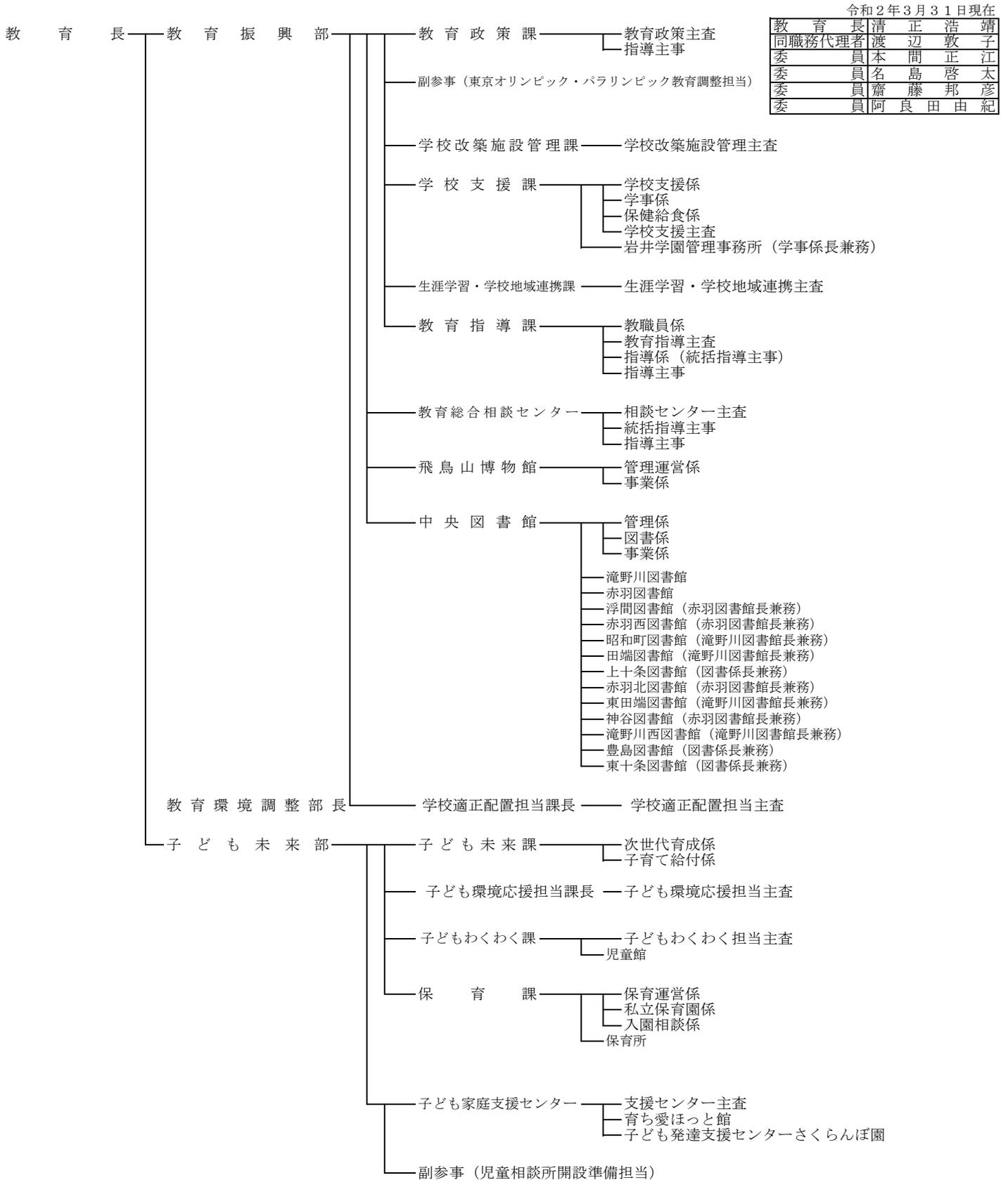
### 要保護児童対策地域協議会の運営【P 5 7】

要保護児童支援や児童虐待の未然防止に取り組んでいくためには、要保護児童対策地域協議会が重要な役割を果たしてきましたが、現在、新型コロナ禍下の経済不安等が広がる中であって児童虐待等の増加も予想され、今後、関係機関等の連携の強化を図り要保護児童対策地域協議会の適切な運営がますます求められます。要保護児童対策地域協議会の各構成員や運営者間において、必要な情報を共有することにより、早急に連携・強化体制をつくっていただきたいと思います。

### 子ども発達支援センターさくらんぼ園【P 5 8】

子ども発達支援センターさくらんぼ園で実施している通所事業の利用者件数は、昨年度からさらに増えて90件になり、幼稚園や保育所との併用利用のほか、外国籍の子どもの利用も増えています。このため、引き続き、関係機関との連携を図り、子どもについての情報を共有して対応の充実を図ることが求められます。さらに、次年度以降の児童発達支援センターへの移行に当たっては、センター役割の確認とともに組織体制の見直し、事業の拡充することが必要になります。その際、これまでの事業の成果を生かしつつ、新しい体制をつくり、次の時代の必要な機関としていただきたいと思います。

(資料1) 令和元年度教育委員会事務局組織図



## (資料 2)

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

28北教教政第1210号

平成28年5月13日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、北区教育委員会がその権限に属する事務の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

### (点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、「北区教育ビジョン2015」に掲載された「推進計画」等、教育委員会が取り組む主要な事務事業の中から部課長会において対象事業を選定して実施する。

- 2 点検及び評価は、前年度の前項に規定する事項について実施する。
- 3 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 4 点検及び評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

### (委任)

第4条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

東京都北区教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価(令和元年度分)報告書

刊行物登録番号  
2-1-085

令和2年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局  
教育振興部教育政策課  
東京都北区滝野川二丁目52番10号  
電話03-3908-9279(ダイヤル)